

岩手県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営中居地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
花巻市大迫町外川目第26地割	11番3	田	田	1,723	90
花巻市大迫町外川目第27地割	71番12	”	”	1,640	38
”	81番1	”	”	740	32
”	121番	”	”	350	31
花巻市大迫町外川目第28地割	139番1	”	”	1,231	23